

# 伊奈町文教民生常任委員会

令和4年3月7日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和4年3月7日（木）

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前09時01分

・休憩 午前09時11分

・再開 午前09時11分

・休憩 午前09時14分

・再開 午前09時14分

・休憩 午前09時34分

・再開 午前09時34分

・休憩 午前10時10分

・再開 午前10時10分

◎閉会 午前10時11分

4. 出席委員名

委員長 五味雅美

副委員長 山野智彦

委員 栗原恵子、藤原義春、大沢淳、青木久男、

議長 永末厚二

5. 欠席委員氏名

委員 上野尚徳

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監  
小島健司、教育次長 石田勝夫、参事兼健康増進課長 松田正、企画課長 久  
木正、住民課長 田口和、福祉課長 秋山雄一、子育て支援課長 瀬尾奈津  
子、保険医療課長 久木良子、環境対策課長 大津真琴、クリーンセンター  
所長 大野正人、人権推進課長 大塚健司、教育総務課長 渡邊研一、学校  
教育課長 稲垣裕子、生涯学習課長 秋元和彦

開会 午前 9時00分

○五味雅美委員長 おはようございます。

すっかり春らしくなってきましたけれども、コロナが相変わらず増えておりますので気をつけていただきたいと思います。

皆様にお願いがございます。新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の着用や発言の際はマイクの向きやマイクに近づくなどのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

本日、本委員会の傍聴につきまして申出がありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため許可しないことといたしました。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今委員長から話がありましたけれども、だんだん春めいてきましたけれども、まさに三寒四温で今日の風はやたら冷たいなという、そんな感じがしました。インフルエンザははやっていないんですけれども、コロナが相変わらずでございます。累計では1,800人を超えて今日の新聞では40人ぐらいの数字が出ておりましたけれども、数字を見るのも何か嫌なほどに増えております。お気をつけいただきたいと思います。

学校関係については、金曜日まで11クラス休んでおりましたけれども、今日は10クラスに戻るとことで1クラス減になるそうでございます。いずれにしろ、小・中学校についてはワクチンも今進めておりますので、早く対応したいと思っております。

さて、今日は文教民生常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。先日、予算特別委員会でいろいろお話がございました。国民健康保険税については、37億1,000万円ということで1.8%の減でございます。国民健康保険税は減ですけれども、やっぱり人口の関係で75歳になると後期高齢者医療保険に入る、自動的に入るようになりますから、今現在74歳という人が663人いるんですね。この人がもう75歳になると自動的に後期に入ってくると、こういうことですので、国民健康保険が減って後期高齢者医療保険に入っていく人が多くなると、こういう流れでございますので、これは仕方ないことだと思っております。後期高齢者医療保険、それから介護保険、こちらの予算が増えておりますので、そういう意味ではそういう流れの中であるんだなということでもあります。

今日は6議案になりますけれども、しっかりとご審議を賜りまして、ご承認いただきますように、どうぞよろしくお願ひ申し上げて挨拶いたします。

○五味雅美委員長 当委員会に付託された案件は、議案6件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第3号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）の所管事項について質疑を行います。

16ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第12目人権推進費及び第13目伊奈中央会館運営費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 質疑はありませんので次に移ります。

17ページの第3項戸籍住民基本台帳費について質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 質疑はありませんので次に移ります。

18ページから21ページの第3款民生費について質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 19ページの児童手当制度改正実施円滑化事業について、この改正内容について説明をお願いします。

○五味雅美委員長 子育て支援課長。

○瀬尾奈津子子育て支援課長 児童手当法の改正によりまして2つの改正点に対応するための増額補正でございます。改正内容といたしましては、特例給付の受給者に所得制限の上限額が設けられまして、それをオーバーする方は支給されなくなることですとか、2つ目といたしまして、現況届の提出が不要になることでございます。これを周知するための増額補正でございます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 上限が設けられることによって不支給になる方の人数を現段階で把握していたら教えていただきたいのと、現況届については、提出する負担が減るというのはいいことだと思うんですけども、いろんな意味での所在確認みたいな機会にも結果的になっているのではないかなと思うんですけども、その辺について町として何かあればお願いします。

○五味雅美委員長 子育て支援課長。

○瀬尾奈津子子育て支援課長 不支給になる方は特例給付になる方の中でさらに所得上限限度額を超えた方でございますが、例えば、子供2人と親1人、親というか配偶者ですね、年収103万円未満の配偶者、その3人が扶養であった場合、年収が960万円以上になりますと特例給付の5,000円になります。その5,000円になった方でさらに年収が1,200万円を超える方は不支給になるということでございます。これまでどおり960万円から1,200万円未満の方は5,000円を受給できますが、その中で1,200万円を超えた方が不支給になるということでございます。その1,200万円以上といたしますか、この例で申し上げますと1,200万円でございますが、そういった方たちがどれぐらいいらっしゃるかということは今の段階では分かっておりませんが、令和3年度の2月支給分では5,838人の児童のうち423人がその特例給付の方に該当しております。これは受給者全体の7.3%でございます。この方たちがどの程度1,200万円を超えるというか、それぞれの基準を超えた方に該当するのかは、申し訳ありませんが今の段階では分かっておりません。

続きまして、現況届がなくなることについてでございます。こちらメリットといたしましては、もちろん保護者も提出作業がなくなりますし、私どもも1か月で4,000世帯ぐらいのお客様が来庁されますので、そういったことの事務量はもちろん軽減されることと存じます。

デメリットといたしましては、今まで提出においでになったときに、いろんなことをお伺いすることもございますし、保護者の方からも、こういうことなただけけれどもというような細かいお話のやり取りができていたということがございます。例えばDVですとか、子供が別のところでいて監護していますとか、そういった個人的なお話を吸い上げる機会というのがございましたが、今後は現況届出がなくなるということでございますので、そういった様々な特異な例を確認していくということが難しくなってくることと思っております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

山野副委員長。

○山野智彦副委員長 18ページの障害者自立支援サービス支給事業の加算で利用が増えたということでしたが、実際の具体的な内容について教えていただければと思います。

○五味雅美委員長 福祉課長。

○秋山雄一福祉課長 自立支援サービス支給事業の増の要因ですが、幾つかのメニューの中で大きく増えたのは、グループホームの利用者の増加と就労移行支援の増加でございます。

グループホームは、伊奈町ほか近隣の市町村で利用できる施設が今年度増えました。それ

で利用者が増えたということになります。それと、就労移行支援、知的や精神に障害がある方がお勤めする前の準備作業として利用されるんですけども、やはり多少コロナの要因があるかと思うんですが、コロナが要因となって就職先自体が少し少なくなってしまったというのが1つと、一度何とか就職はできたんですけども、やっぱりいろいろ仕事先でうまくいかず、またこのサービスへ戻ってきてしまったということです。ちなみに令和2年度のグループホームは月当たり18人だったんですけども、令和3年度は現在月当たり26人アベレージの利用をしています。それで、就労移行支援は、令和2年度は月当たり19人だったのが、令和3年度は月当たり25人に増えましたので、そのような要因がありましたものですから令和3年度当初予算の見込みを上回って、今回補正予算をお願いしているところです。

以上でございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 ありませんので次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時11分

○五味雅美委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21ページから22ページの第4款衛生費について質疑はありませんか。

栗原委員。

○栗原恵子委員 21ページのワクチン接種推進事業ですが、こちら4,190万円の増額になっているんですが、ワクチンの種類と人数は大体何人ぐらいか、分かれば教えてください。

○五味雅美委員長 参事兼健康増進課長。

○松田 正健康増進課長 21ページのワクチン接種の関係の補正でございますけれども、この追加接種の分につきましては、12月に医療従事者からスタートいたしまして、1月には高齢者施設あるいは障害福祉サービス事業所等の従事者あるいは入所者を対象に接種を開始した

ところでございます。

ワクチンの種類といたしましては、今までのファイザー社のワクチンに加えまして武田モデルナ社のワクチンを追加しております。

それと、人数でございますけれども、こちらにつきましては、まず、追加接種の対象者といたしましては、18歳以上の方を対象としており、初回接種が18歳以上で2回接種を受けた方とは約3万3,000人になります。この方々のうち今年度中に接種できる方を大体2万人と見込みまして予算を組ませていただいたところと、また、ご存じのように小児接種を3月1日から始めさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては5歳から11歳の方を対象としており、3月中に接種ができる人数を見込み、今回補正させていただいているものでございます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 分かりました。ありがとうございます。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 質疑ありませんので次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時14分

○五味雅美委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、26ページから29ページの第9款教育費について質疑はありませんか。

藤原委員。

○藤原義春委員 教育費の26ページの旅行キャンセル料等支援事業で248万9,000円ということ、これはかかったということだと思えますけれども、伊奈町の7つの小・中学校の修学旅行等の現状はどうだったか、教えていただけますでしょうか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 今年度の伊奈町小・中学校の修学旅行等の実施状況でございますが、

修学旅行実施ができなかったのが小針中学校、宿泊学習といたしまして伊奈中学校、小針中学校が中止となったものでございます。ほかにつきましては、実施または延期等で実施させていただくことができたということになります。

以上でございます。

○五味雅美委員長 藤原委員。

○藤原義春委員 実施状況は分かりました。

それで、これ修学旅行キャンセル料補助金がこの248万9,000円かかったと、この内訳も教えていただけますでしょうか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 内訳といたしましてこちらのキャンセル料で含めさせていただいておりますものは、伊奈中学校の宿泊学習が旅行代金1人当たりの30%がキャンセル料としてかかっております。また、小針中学校の林間学校、こちらはやむを得ず中止となった関係で、1人当たりの旅行代金に20%のキャンセル料がかかっているというものでございます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 藤原委員。

○藤原義春委員 分かりました。以上です。

○五味雅美委員長 次に、青木委員。

○青木久男委員 そうしますと、小針中学校の修学旅行のキャンセル料というのは、小針中学校だけ実施しなかったんでしょう、これはね。時期が悪かったんですか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 小針中学校の修学旅行につきましては、議員おっしゃるとおり、緊急事態宣言中であって延期、それから中止ともにかかってしまったというものでございます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 私、ほかのところにメモ書いていてしまい申し訳ございません。キャンセル料は伊奈中学校の宿泊と小針中学校の林間学校はメモできたんですけども、そちらは。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 説明不足で申し訳ございません。

今申し上げました小針中学校の修学旅行につきましては、緊急事態宣言中であったため、こちらキャンセル料は発生しておりません。キャンセル料が発生したのは、繰り返しに

なりますが、伊奈中学校の宿泊学習と小針中学校の林間学校、こちらのみにになりました関係で両校のキャンセル料ということでこちら上げさせていただいているものでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、分かりました。

それで、中学3年生の、3中学校ありますけれども、小針中学校はどういう時期を予定して、ほかの中学校とほぼ同じような時期に行く予定だったのかなと思うんですけれども、そこはどのなんですか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 修学旅行は、当初の予定ですとほぼ同じような時期であったんですけども、残念ながら小針中学校、次の延期に予定を立てておりました時期がほかの中学校よりも少し大規模ということで、動ける時期ということで8月の下旬あたりに予定していたんですけども、残念ながらそのところがまた緊急事態宣言にかかってしまったということになっております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうしますと、伊奈中学校と南中学校は何の問題もなく行けたということで、そういうことなのでしょうけれども、やはり大規模校になりますと、そういうようなときの宿の手配とかあるいは交通関係ですか、バスとかそういうものがほかの2中学校とは違って即座に対応できなかったというようなことでよろしいですか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 即座に対応できなかったというか、なかなか大人数で移動しますので、おっしゃるとおり、万遍なく実施を行うために期日を確認し調整したところ、やはりどうしても空いているところが限られてしまったというところはあるように聞いております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、分かりました。

そうしますと、全体まとめてお伺いしますけれども、小針中学校の旅行が不実施になったことによる損害を受けた宿泊施設だの旅行関係者というところは、緊急事態宣言下であったために国からの補助があったとか、そういうことでよろしいんですか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 それら関係した宿泊施設等のキャンセル料ということですが、こちらから何かお支払いというのはありませんので、旅行会社等々で何かそれらの補償なり何なりというところでやりくりされたのではないかなという予測ではございますが、そのようになるかと思えます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 そこまでは、学校としてはあんまり関係ないことだからということですがけれども、全般的に考えますと、キャンセル料30%もらえた業者はいるし、同じようなので一銭も該当の市町村からもらえなかったということがありまして、払わないで済んだのはいいんですけども、その業者の立場に立ってみると少し酷なのかなという気はいたします。

はい、ありがとうございました。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 今回の補正予算で学校の消毒などの財源内訳の変更が計上されていて、それに関わってお聞きしたいんですが、学校の感染状況について、基本的には学校関係者に感染者が出たという発表をしていると思うんですが、先生なのか児童なのか、もしくはその保護者なのかというのが分からないし、それをここで説明してほしいというわけではないんですが、問題は学校の中で感染が広がっているかということなんですが、その点について何か教育委員会で分析もしくは保健所などから何か助言があれば教えていただきたいと思えます。

○五味雅美委員長 教育長。

○高瀬 浩教育長 1月からにつきまして圧倒的に多いわけなんですけれども、確かに学校からの発表では学校関係者ということによっておっしゃいます。おおよその数だけ申し上げますと、1月1日以降ですが299件ですが、小学生が223人、中学生が62人、教職員が14人ということになります。こういったことについて一件一件全部学校から報告を受けるわけですが、学校内感染という形では出ておらず、分かりません。家庭内の場合は、先に保護者、両親なり兄弟なりが感染していて、やはりその家族から出たということで家庭内では分かるんですが、学校内についてはほとんど不明です。不明ということで届いております。ですから、保健所にもクラスターの扱いについて確認したこと、担当が確認したことがあるんですが、それについては十分なことは分からないというような回答をいただいております。ですので、当初1月の始まった頃は家庭内感染ということで結構多かったんですが、だんだん不明という扱いが多くなっています。家庭内も相変わらずありますけれども、不明という形の報告が圧倒

的に増えてきております。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 それで、結局分からないんだろうと私も思うんですけども、なるべく学校の中で広がるといったことのないような対策を、このように消毒の予算などでやっているわけなんですけど、それでも目に見えないものですから致し方ない部分も当然あると思います。

それで、学級閉鎖などの措置を取っているわけですが、子供たちの学習保障という意味でオンライン学習とかオンライン授業といったものの若干取組が始まっていると思うんですけど、その点について何か特徴的に説明することがあればお願いします。

○五味雅美委員長 教育長。

○高瀬 浩教育長 学級閉鎖の対応と、それからコロナが不安で学校に出てきてない子と幾つかのパターンがあるんですね。

それで、閉鎖の場合につきましては、例えば今日月曜日ですけども、学校に来たところ土日に陽性が判明して報告があって、急遽早帰りして明日から2日間とか5日間とか休業しますというような例があるわけなんですけど、そういう場合には割合、端末を持って帰らせてオンライン学習がやりやすいようです。それから、例えば土日のうちに連絡があって休業しますよということが土日間に決まりまして、その場合は持ち帰ってないのでどうしようかということになったときに、取りにこられる人は端末を取りにきてくださいと、そうしてオンライン学習をやるというパターンもあります。それから、家庭の端末を使ってつなぐというようなこともあるように聞いております。

いずれにしてもかなり多くの学校でオンラインの取組はかなり進んでおります。傾向としては小学校がかなり進んでいるなと感じます。そういう状況であります。

それから、コロナ不安で欠席している子供の場合、本当にわずかなんですが長期にわたっている子供がいるんですね。その家庭には、学校からかなり何度も何度もオンラインでやりましょうと声をかけるんですけど、どちらかという家庭から遠慮するということが多い傾向があります。そういう状況です。

以上です。

○五味雅美委員長 次に、栗原委員。

○栗原恵子委員 27ページの小学校整備事業についてお伺いします。この追加の内容についてお聞かせください。

○五味雅美委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 小学校整備事業の委託料、工事請負費の関係でございますけれども、令和4年度に実施予定でありました小針小学校北校舎トイレ等改修工事並びに同施工監理業務委託につきまして事前の前倒しを行うものでございます。小針小学校北校舎につきましては、男女それぞれ3か所ずつのトイレのリニューアル化を行いまして、内容としましてはトイレの改修以外には給排水管の改修であるとか、天井や壁、床、それから手洗いについては非接触型のものに変え、照明についてはLED化ということで実施予定でございます。

以上です。

○五味雅美委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 備品がかなり高騰しているということも聞いているんですが、その点はいかがでしょうか。

○五味雅美委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 このところの原油高とかいろんな点で備品がいろいろ上がっているというところがあるんですけれども、今最新のデータを基に単価の入替えを行いまして、そちらについては対応しております。

以上です。

○五味雅美委員長 栗原委員。

○栗原恵子委員 今後ともよろしくお願いします。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

山野副委員長。

○山野智彦副委員長 26ページに戻りまして修学旅行のところなんですけれども、はっきり知りたいので、伊奈中学校と南中学校はいつ修学旅行に行ったのか教えていただけますか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 伊奈中学校の修学旅行につきましては11月10日から、南中学校の修学旅行につきましては11月2日から行かせていただいております。

以上でございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 そうすると、先ほどもやり取りあったんですが、小針中学校については8月下旬を予定していたんですけども、それが緊急事態宣言で難しくなって、ほかの学校と同じように11月ぐらいに移したかったんですけども、人数等の関係でうまく予定が取れなか

った、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○五味雅美委員長 学校教育課長。

○稲垣裕子学校教育課長 正確に申し上げますと、6月の段階で中止が一度決まりました。次の実施候補日という形で、もちろん11月等も当たった可能性はあるんですけども、8月の下旬に実施する予定日を決めたところ、そのところも緊急事態宣言中ということでやむなく中止になったと、そういうことでございます。

○五味雅美委員長 教育長。

○高瀬 浩教育長 小針中学校につきましては大規模校ということで、先ほどからもありましたように、新幹線や宿については非常に取ることが困難なんです。前年度、令和2年度も同様なことがありまして、1学期の実施が3校ともできなくて2学期に延期したわけですが、昨年場合は3校とも11月に取れたんですね。ただ、小針中学校については、宿が京都で取れなくて、たしか滋賀県だったと思うんですが、かなり遠いところでやっと取れるという、そういうような状況なんです。ですから、大規模校については交通あるいは宿について非常に厳しいということで、本年度はようやく取れたのが8月のそこが空いていたので取った、結果としてはちょうど緊急事態宣言に重なって駄目だったという、そういう状況と伺っております。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 もう全力尽くされてそうだったということだと思っておりますけれども、なかなか一生に一度の中学校の修学旅行でございますので、引き続き令和4年度はうまくいくようにできるだけお願いしたいと思います。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 質疑ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第3号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第3号議案 令和3年度伊奈町一般会計補正予算（第10号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五味雅美委員長 起立全員です。

よって、第3号議案のうち所管事項について原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
暫時休憩します。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時34分

○五味雅美委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4号議案 令和3年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑はありますか。

青木委員。

○青木久男委員 課税限度額が61万円から63万円に上がるということで、そのいわゆる基礎課税額ですね、医療分、伊奈町はそれによって国保会計どのぐらいの増になるのか、試算があったらお願いします。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 課税限度額引上げによる影響額でございますが、金額は令和3年度から令和4年度の差額、調定ベースで139万5,500円という影響額になっております。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 その増額分は、この間審議した新年度予算に反映もしているのでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 委員おっしゃるとおり、反映をさせていただいた上で予算計上しております。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 医療分の課税限度額のほかに第2条、3条関係は変わらないということによろしいですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 今回の限度額の引上げにつきましては、医療分のほかに、介護分につきまして1万円引上げを行いたいというところがございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 先ほどの、その分も含めてということによろしいですか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 もう一つ、未就学児の均等割の軽減ということですが、これは埼玉県の施行令にならってやるということで、均等割の減額でどのぐらいの減額になるのかなという質問をさせていただきます。

○五味雅美委員長 青木委員、今補正ですけれども、それ条例じゃないですか、内容。いいですか。

○青木久男委員 ああ、そうか。第24号議案で。では、そっちで、すみません。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

山野副委員長。

○山野智彦副委員長 6ページの基金の繰入金に関連しまして、先週の予算委員会でも令和3年度保険税の減額を行った関係で基金が繰入れになっているところがあると思うんですが、減額をした総額の予算というのが幾らになるのかというのを、減額分の影響額ですね、それを教えていただけますか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 基金からの繰入れになりますけれども、8,000円減額を8,438人分ということで6,750万4,000円を繰り入れてございます。

以上です。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 基金からというのよりも、減額の総額はそれで終わりということですか、それが全額ということでしょうか。すみません、確認です。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 そうすると、たしか基金残高3億円幾らあったのが、令和3年度末で1億8,400万円ぐらいになる見込みという話が予算特別委員会であったと思うんですけども、そのうち減額の影響というのは6,700万円程度であって、その他の大きな減額の要因というのは何になるのか、教えていただけますか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 減額の要因でございますが、大きなものといいますと納付金を納付する費用でございます。納付金を支払うに当たりましては、県が示す標準保険税率を基に市町村が保険税を設定しまして、納付金を支払うに見合う保険税を課税して徴収し、支払いをするという、そういう仕組みになっております。現在。その標準税率と伊奈町の保険税率が乖離をしております、不足が生じており、それが大きなものとなっております。令和4年度で言いますとその差額が不足分として1億3,823万8,000円ということになっております。令和3年度におきましても、ほぼ同等の金額を不足分として基金から投入しているという状況でございます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 予算特別委員会のときの大沢委員との質疑の中で、基金が減ったのは減額によるものが大きかったのかなという理解をしたんですが、そうではないという今印象なんですけれども、そうすると、この納付金との差額というのは、もう毎年毎年出るものなんでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 納付金につきましては、毎年必ず引き上がるということではないんですけども、今の状況で言いますと、令和3年度と令和4年度を比較しますと1,500万円程度納付金が増額になっております。令和5年度には、国・県からの納付金の激変緩和措置というものが終了いたしますので、今後は増額になっていくかと思えます。

○五味雅美委員長 山野副委員長。

○山野智彦副委員長 少しよく分からないんですけども、基金の残高と保険税の減額のところについては、また見ていきたいと思えます。印象としては、減額したからすごく基金が減ったのかなと思ったら、そうでもない部分が要因なことなので、まだこれから先も減額の余地があるのかなという印象を持ちましたので、今後も検討していきたいと思えます。

以上です。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 最後に整理させていただきますと、保険税を減額することによって基金がすごく減ったということではなくて、納付金を支払うために基金を投入しているものが大きくあるので減ってしまったということに理解していただければと思います。今後もその納付金を支払うためにはどうしても税率を上げていかななくてはいけないという状況もございますので、そこについては十分検討していきたいと考えております。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第4号議案 令和3年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第6号議案 令和3年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第6号議案 令和3年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案 令和3年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第7号議案 令和3年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 子供の均等割の減額について、モデル世帯か何かで具体的に世帯としてこの

ように減額になるという例を2つぐらい示していただけないでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 モデル世帯になりますが、4人世帯、40歳以下の夫と妻と未就学の子供2人の場合、軽減額につきましては、未就学児は医療分と後期高齢者の支援分の均等割が5割軽減になりますので、7割と5割と2割の軽減をしていない世帯の場合は、医療分の2万2,800円が5割軽減になりまして1万1,400円、後期高齢者支援分の8,800円が5割の軽減になりますと4,400円ということになります。

以上でございます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そうすると、モデル世帯は世帯全体で幾ら減額になるのでしょうか。モデルなんで適当に示していただければいいんですけども。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 未就学児の2人いる世帯で、7割と5割と2割の軽減がない世帯の場合、減額になりますのは、3万1,600円が減額になるということでございます。

○五味雅美委員長 次に、青木委員。

○青木久男委員 分かりやすく端的に説明もらえればありがたいんですけども、細かく記載してあるようですけども、例えば基礎課税の医療分が2万2,800円均等割ですけども、これが大ざっぱに言って半額になるという理解。もう一つ支援分もということでもいいのかということと、そのために国民保健保険税が減額になる金額ですね、トータルでお伺いしたいと思います。2点です。

○五味雅美委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 金額について、もう一回簡単にご説明しますと、今回未就学児ということで小学生以下の子供たちが対象になります。それ以上の人たちについては対象外になります。これ国の制度改正ということで、国の補助金と県の補助金、あと町の負担分というのがあります。

今回の未就学児の対象となった税金はどの部分かといいますと、所得割と均等割と伊奈町2つの合算で保険税を計算しているわけなんですけど、そのうちの均等割額についての減額の制度になります。その均等割額について、また先ほど言ったように3種類で均等割が構成されているんですね。医療分、介護分、後期高齢分。ただ、介護分については40歳以上の人にしかそれはかかってないんですね、子供たちはかかっていませんで、今回未就学児の子供

については医療分というのと後期高齢分という2つの均等割額がかかっております。

1年間で通常の場合2万2,800円、これが医療分、後期高齢分が8,800円、ですから両方で3万3,000円ぐらいなんですけど、それが半分になります。5割軽減になりますから、何もない方については医療分が1万1,400円になります。後期支援分が4,400円になります。ということで、1万5,800円、通常の方の分はその分が減額になります。

ただし、低所得者軽減というのをこれとは別にもうもともとやっけていまして、7割軽減されている方、5割軽減されている方、2割軽減されている方がいらっしゃいます。これは所得に応じてその割合が決まっているんですけど、そういった軽減が入っている方については軽減を受けた後の金額に対して半分になります。5割軽減を受けている方だったら、2万2,800円が1万円に5割軽減を受けていて、その今回半分になりますから大体5,000円ぐらいになるというのが、この今回の制度改正の全体の感じですよ。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 軽減、トータルで保険税がどのぐらい減少するのかという質問です。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 軽減全体で284万4,000円を想定しております。ちなみに、未就学児の人数は180人ということで計算をしております。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、ありがとうございました。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第24号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決すること

に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案 伊奈町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 提案理由にありますように、県内全域で現物給付が実現されるということで、市町村から大変歓迎される内容だと思います。実際、町の事務と医療機関、それからいわゆる患者に影響があれば、それを教えてください。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 支給事業の内容に関しては、変更点はございません。町の事務の影響といたしましては、現物給付化するに当たりまして審査支払機関を経由することになりますので、その分の審査支払手数料が発生するということと、対象者の方が町の窓口を持ってこられた領収書等の点検・入力などを職員がしなくて済むようになるというところでは、事務の軽減になってくると考えております。医療機関につきましては県が調整しておりますので、そのあたりも町の手間はないと考えております。患者、対象者の方につきましては、県内で使えるようになり、利便性が上がりますので受診機会が増えるのではないかなと考えております。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 そうすると、今後町外の医療機関でこの制度、3つの制度を使うときは、今までの受給者証がそのまま使えるんでしょうか、それとも新しく何か発行されるようになるんでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 受給者証につきましては、県内で統一されることとなります。令和4年10月から順次県内で現物給付化が始まりますので、そのタイミングで受給者証を新たに発行するということとなります。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 重度心身とひとり親はどここの市町村も大体同じような制度だと思うんですが、子ども医療費のように、今どき就学前までというところはないと思いますが、伊奈町のように進んで18歳までというところもあります。要するに県は未就学までですが、これを超える分の扱いについての対応はどうなるのでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 県では、未就学児について現物給付化ということになっております。各市町村で範囲を拡大している部分については差がありますが、現物給付かも市町村ごとに拡大の範囲を決められるということになっております。伊奈町は、現状のままの対象者が県内で現物給付化できるということで進めております。

以上です。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 もう一度確認すると、伊奈町の場合は小・中・高校生も町外の医療機関、県内は全てこの無料化制度で利用できるということでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 おっしゃるとおりでございます。

○五味雅美委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 手続的なこととお伺いしたいんですが、それは町が各医師会と協議して、そのような契約を結んで、その範囲で医療機関との契約というか、そうなるのでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 現物給付につきましては、県が各市町村の拡大している範囲も含めて取りまとめを行いまして、契約とかといったものについて面倒を見てくれるということになっております。

○大沢 淳委員 超える分も。

○久木良子保険医療課長 はい。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 例えば町境にある医療機関、お互いさまですけれども、なるべく町外に行ってほしくない、町外ですと現物給付がないので立替えですよということで町内に来てくださいというような運動は、医師会への働きかけというのは今まであったのかなと思うんですけども、今回はすんなり医師会との話はまとまったものなのでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 特にそのあたりの何か意見があったとかということは、こちらには話は入ってきておりません。県は県の医師会と話をし、県の医師会から地区医師会にお願いをしているということになっているようなんですけれども、町としましても町内の医療機関、地区医師会の先生方には、地区医師会との調整会議というものがありますので機会を捉えてそのあたりの話、お願いをさせていただく予定ではございます。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 これは、先ほども申し上げましたけれども、お互いさまであるので、逆から見ればまたメリットがあるということで問題はなかったということで理解しております。これは、例えば伊奈町ですと蓮田市が近いんですけれども、蓮田市、白岡市辺りの医療機関にも行く子供がいたわけなんですけれども、もうほかの市町村では本当の狭い範囲なんですけれども近隣、接している市町村同士でそういうような連携をしていたということはあるんですか。A市とB市でお互いに現物払いをしているという、医師会とは関係なく。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 現在は、町内の医療機関においてということですので、越境してというか市を越えて、町を越えてというやり取りはこれまではございません、現物給付化に關しましては伊奈町の方は伊奈町の医療機関において現物給付化をしているというところでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 例えば今の伊奈町の現況ですと、蓮田市とあるいは蓮田市の医師会の管轄とも協定を結んで現物払いをしているというように、伊奈町じゃないですよ、ほかの市町村でそういうようなことをお互いに現物給付をやっているというようなところはあったんでしょうか。県全部といっても、そんなにあちこちの病院へ行くわけじゃないですから、近場のところでどうだったのかということを知っているんですけれども。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 伊奈町では、先ほど申し上げましたが隣の市と連携しているというのはないんですけれども、ほかの自治体では連携をしているところはあるようです。

以上です。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 医療関係者から、伊奈町もそうしてくれたらいいなという話を前に聞いたことがありますのでこういう質問になったんですけれども、今回それが解消されるということで結構だと思います。

それで最後に、ひとり親家庭が来年1月ですか、9か月ほど遅れるんですけれども、これはどういう理由なんでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 ひとり親医療は受給者証の更新が1月ということで、県では、令和5年1月に統一をするということでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 県というよりも手続的なものが間に合わないと、この第3条関係はということの理解でよろしいのでしょうか。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 もともとひとり親医療は1月が受給者証の更新の時期ということで、それに合わせて県も令和5年1月ということで統一をするということでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 そういう点は、ほかの子供とそれから重度心身障害者と同じように同時期にということは絶対無理なんですかね、それはね。

○五味雅美委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 町が単独で前倒しということはできないということで、県が令和5年1月スタートということで統一をしているということでございます。

○五味雅美委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。それではしようがないですね、ありがとうございます。

○五味雅美委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○五味雅美委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第25号議案 伊奈町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○五味雅美委員長 起立全員であります。

よって、第25号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、学校教育課長、どうぞ。

○稲垣裕子学校教育課長 先ほど伊奈中学校の修学旅行11月10日からと申し上げたのですが、11月8日からございました。大変申し訳ございません、訂正させていただきます。

以上でございます。

○五味雅美委員長 委員の方、よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 以上で、文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時10分

○五味雅美委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

こちらから特にありませんが、委員の皆さんから何かありますか。

〔発言する人なし〕

○五味雅美委員長 ありませんので、終了します。

閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いします。

○山野智彦副委員長 議案の質疑、お疲れさまでございました。

○五味雅美委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時11分